

茨城産かんしょマスコットキャラクター及びキャッチフレーズ使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城産かんしょを全国的にアピールするとともに、そのイメージアップを図るため、茨城県及び茨城県かんしょ生産者連絡協議会が定めた茨城産かんしょに係るマスコットキャラクター（以下「マスコット」という。）及びキャッチフレーズを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 マスコット及びキャッチフレーズは、別紙のとおりとする。

2 マスコット及びキャッチフレーズの管理は、茨城県農林水産部園芸流通課が行うものとする。

(使用承認の基準)

第3条 マスコット及びキャッチフレーズの使用に係る承認の基準は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 茨城県内で生産されたかんしょの出荷又は販売において使用するとき。
- (2) 原材料に茨城県産のかんしょを使用して製造された加工食品及び加工製品の販売において使用するとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、茨城産かんしょの広報において使用するとき。

(申請)

第4条 マスコット及びキャッチフレーズを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ「茨城産かんしょマスコットキャラクター及びキャッチフレーズ使用承認申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）を茨城県農林水産部園芸流通課長（以下「園芸流通課長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙に掲げるマスコットの図柄を変更、改変することなく使用する場合は、この限りでない。

- (1) 茨城県かんしょ生産者連絡協議会及びその構成員が使用するとき。
- (2) 茨城県内の地方公共団体が使用するとき。
- (3) 茨城県内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) その他園芸流通課長が適当と認めたとき。

(承認の範囲)

第5条 園芸流通課長は、マスコット及びキャッチフレーズの使用が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 使用目的及び使用方法が、この規程の趣旨に反すると認められるとき。
- (2) 茨城産かんしょ及びその産地のイメージを傷つけるおそれのあるとき。
- (3) マスコット及びキャッチフレーズを正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき。
- (4) 法令または公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (6) その他、園芸流通課長が不相当と認めたとき。

(承認)

第6条 使用の承認は、「茨城産かんしょマスコットキャラクター及びキャッチフレーズ使用（内容変更）承認通知書」（様式第2号）をもって通知する。

(承認期間)

第7条 使用の承認期間は、承認の日から2年間を経過する日の属する年度の末日までとする。ただし、その更新を妨げない。

(使用料)

第8条 マスコット及びキャッチフレーズの使用料は、無償とする。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

なお、マスコット及びキャッチフレーズは、個別又は組み合わせて使用することができる。

(2) キャッチフレーズの使用については、原則として別紙のとおり用いること。

(3) マスコットを使用する場合、定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。ただし、印刷等の都合で同一のものが使えない場合は、指定の色に近い色を使用する。色彩は、カラー（多色）又は単色（白黒）表示のいずれでも使用できる。

(4) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに届け出ること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

2 マスコット及びキャッチフレーズを使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

(承認内容の変更)

第10条 使用者は、申請書の内容に変更が生じたときは、あらかじめ「茨城産かんしょマスコットキャラクター及びキャッチフレーズ使用（内容変更）申請書」（様式第3号）を園芸流通課長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の承認は、「茨城産かんしょマスコットキャラクター及びキャッチフレーズ使用（内容変更）承認通知書」（様式第2号）をもって通知する。

3 使用者は、変更申請の承認後も前条の規定を遵守しなければならない。

(使用実態の調査)

第11条 園芸流通課長は、第9条第1項第5号の届出のあったマスコット及びキャッチフレーズの使用状況について、調査をすることができる。

2 使用者は、園芸流通課長から要請を受けた場合は、マスコット及びキャッチフレーズの使用実態を報告し、又は使用製品等を提出しなければならない。

(承認の取り消し)

第12条 園芸流通課長は、マスコット及びキャッチフレーズの使用がこの規程又は承認内容に反して使用されたときは、使用の承認を取り消すことができる。

2 承認の取消しは、「茨城産マスコットキャラクター及びキャラクター使用承認取消通知書」（様式第4号）をもって通知する。

3 承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、承認に係る物件の使用、配布、掲示及び販売等をしてはならない。

(責任の制限)

第13条 使用承認取消により、承認を受けた者に損害が生じたとしても、茨城県及び茨城県かんしょ生産者連絡協議会はその責めを負わないものとする。

2 承認を受けた者が、マスコット及びキャッチフレーズの使用によって第三者に損害又は損失を与えた場合においても、茨城県及び茨城県かんしょ生産者連絡協議会は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

附則

この規程は、平成22年6月14日から施行する。

(様式第1号)

茨城産かんしょマスコットキャラクター及びキャッチフレーズ使用承認申請書

平成 年 月 日

茨城県農林水産部園芸流通課長 殿

届出者

(所在地)

住 所

(名称及び代表者)

氏 名

印

下記のとおり、マスコットキャラクター及びキャッチフレーズを使用したいので申請します。

記

1 使用区分 (番号に○を付けてください)	マスコットキャラクター キャッチフレーズ
2 使用目的	
3 使用対象物件 (番号に○を付けてください)	包装箱 (ダンボール) 包装容器 農産物に添付するシール ポスター チラシ 名刺 その他 ()
4 使用期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
5 連絡先 (担当者, 電話番号等)	
6 添付書類 (①, ②は必ず添付すること)	①申請者の概要 ②企画書 (レイアウト, 原稿等) ③その他参考になるもの

注1) 使用期間は、承認された日から2年間を経過する日の属する年度の末日までとします。

注2) 使用開始後、実物又は写真を送付願います。

茨城産かんしょマスコットキャラクター及びキャッチフレーズ

使用（内容変更）承認通知書

殿

茨城県農林水産部園芸流通課長

平成 年 月 日付けで申請のあった茨城産かんしょマスコットキャラクター及びキャッチフレーズ使用（内容変更）については、下記の条件を付して承認します。

記

1 使用期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

2 使用条件

マスコット及びキャッチフレーズの使用に関しては、「茨城産かんしょマスコットキャラクター及びキャッチフレーズ使用規程」及び「茨城産かんしょマスコットキャラクター及びキャッチフレーズ使用承認申請書」（「茨城産かんしょマスコットキャラクター及びキャッチフレーズ使用承認内容変更申請書」）の内容を遵守すること。

(様式第3号)

茨城産かんしょマスコットキャラクター及びキャッチフレーズ

使用承認内容変更申請書

平成 年 月 日

茨城県農林水産部園芸流通課長 殿

申請者

(所在地)

住 所

(名称及び代表者)

氏 名

印

平成 年 月 日付け園流第 号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

項目	変更前	変更後
1 使用区分		
2 使用目的		
3 使用対象物件		
4 使用期間		
5 連絡先		
6 その他		

(様式第4号)

園 流 第 号
平成 年 月 日

茨城産かんしょマスコットキャラクター及びキャッチフレーズ

使用承認取消通知書

殿

茨城県農林水産部園芸流通課長

平成 年 月 日付けで承認した茨城産かんしょマスコットキャラクター及びキャッチフレーズ使用（内容変更）について、下記のとおり承認を取り消します。

記

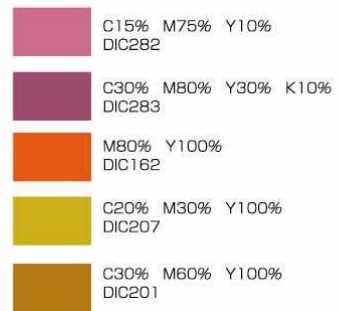
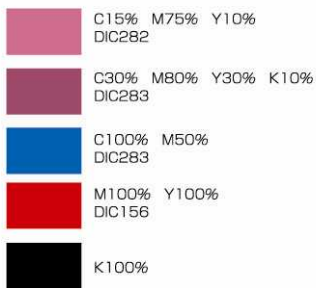
1 使用区分	
2 使用対象物件	
3 使用期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
4 承認取消理由	

別紙

茨城産かんしょ mascot キャラクターデザイン

基本バージョン

黄門バージョン



基本バージョン(白黒)

黄門バージョン(白黒)



茨城産かんしょキャッチフレーズ

書体は原則として、ゴシック体のフォントを使用して下さい。文字のサイズ、色は使用する対象物件に合わせて展開して下さい。

基本例（フォント：HGP 創英角ゴシック体）

うまいもん！あまいもん！いばらきのおいも

展開例

キャッチフレーズの例です。

うまいもん！あまいもん！
いばらきのおいも

キャラクターとキャッチフレーズを組み合わせた例です。

